

知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金

耐震性の無い住宅、空家を耐震化促進工事等し、多世代で同居する場合に費用の一部を補助します。

最大50万円まで補助が出ます

対象者

令和3年4月1日以降の工事契約に基づいて、これから新たに多世代で同居する方で同時に以下の条件に該当する方

【耐震化促進工事等】

- ・旧基準住宅（昭和56年以前建築）で耐震性の無い住宅をア. 耐震除却工事をして建築する事業
イ. 住宅耐震改修工事をしてリフォームする事業
- ・1年以上使用していない空家をウ. 除却工事をして建築する事業
エ. リフォームする事業



多世代とは

三世代と二世代のことをいいます

三世代：小学校修了前の子どもと同居する親と祖父母等が居住すること

二世代：75歳以上の親とその子等が居住すること

※5年間は継続する必要があります。

対象となる住宅

一戸建て住宅並びに併用住宅（住宅部分の床面積の割合が2分の1以上のもの）

※共同住宅、長屋住宅は対象外です。

対象となる建築等及び補助対象経費

建築（上記ア、ウの場合）、リフォーム（上記イ、エの場合）にかかる費用

※本市の他の補助金、助成金等の対象経費となるものは対象外です。

補助金額

補助対象経費の3分の1の額 かつ 50万円を上限

申請時期

- 認定申請 . . . 工事着手の前に申請
 - 交付申請兼実績報告 . . . 補助対象事業完了後に申請
- ※事前に相談してください



その他

補助を受けられる方で、一定の要件に該当する場合は、フラット35の当初5年間の金利を0.25%引下げる優遇措置が受けられます。（地域連携型（地域活性化）の場合）

申請・お問い合わせ 知立市建設部建築課（市役所4階）

☎ 0566-95-0128（直通）

✉ kentiku@city.chiryu.lg.jp

詳細はホームページ
又はお電話にてご確
認ください。

知立市 多世代補助金

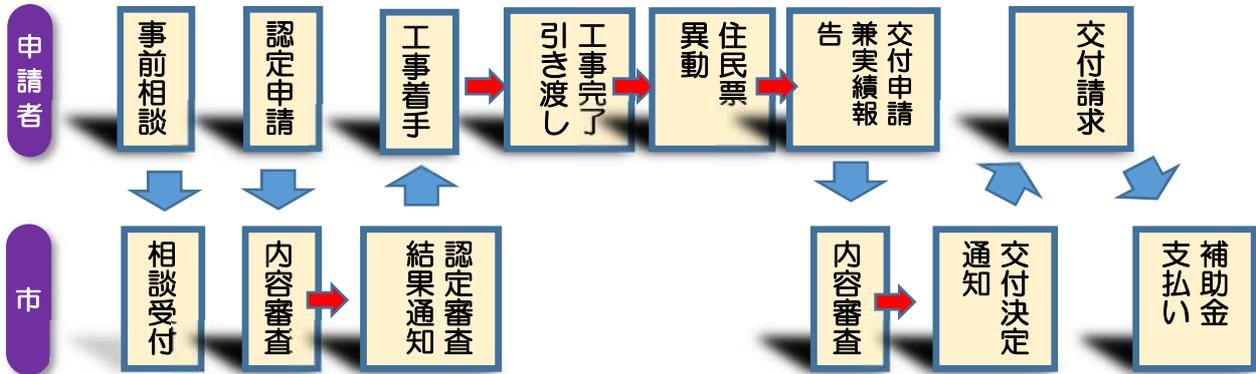
検索



申請について

認定申請する前に事前相談をしてください。
工事契約前に認定申請が必要です。

手続きの流れ



必要書類

必要な書類は事業別に異なりますので、詳細はお問合せください。

認定申請時

- 認定申請書（要綱様式第1）
- 戸籍謄本の写し（多世代を構成する予定者全員のもの）
- 耐震診断書の写し（耐震性の無い住宅を耐震化促進工事等する場合【表面ア、イの場合】）
電気、水道、ガスの使用状況がわかる書類（空家を耐震化促進工事等する場合【表面ウ、エの場合】）
- 家屋の固定資産税台帳登録証明書
- 市税の完納証明書
- 建物（土地）位置図、工事図面
- 着工前の写真
- 工事見積書の写し

交付申請時

- 交付申請書兼実績報告書（要綱様式第7）
- 住民票の写し（多世代を構成する者全員のもの）
- 建物（土地）位置図、工事図面（確定図面）
- 完成後の写真
- 請負契約書（変更も含む）、領収書及びその内容がわかる書類の写し
- 補助対象建物に係る検査済証の写し（建築基準法第6条の規定による建築確認が必要な場合）
- 補助対象建物に係る登記の全部事項証明書
- 閉鎖事項証明書【表面ア、ウの場合】

申請額が予算額を超えた時点で受付終了いたします。
申請様式に関しては市ホームページをご覧ください。



知立市マスコットキャラクター
「ちりゅっぴ」

申請・お問い合わせ 知立市建設部建築課（市役所4階）

☎ 0566-95-0128（直通）

✉ kentiku@city.chiryu.lg.jp

詳細はホームページ
又はお電話にてご確
認ください。



知立市 多世代補助金

検索